

国土・復興対策委員会 PFI研究会提言
～ 民間のアイデア、企画力が活用される公共サービスの実現～ (要旨)
(2001年5月11日)

本提言とりまとめの目的

- 財政危機により公共投資の制約が高まり、PFI事業が各自治体で具体化しつつあるこの時期に、PFI手法が健全な形で広まり、本来の意義に即して有効に活用されることを促す。
- PFIの意義を明確にし、PFI事業への参画について民間企業が直面している課題を整理し、PFI事業の制度、手法の改善などを行政に対して提言する。

要 旨

I. 公共サービス提供のあり方

公共サービスへのPFI手法の活用により、行政部門の効率化を図り「小さな政府」の実現を目指すというPFIの意義を明確にする。

1. 公共サービスとしての提供の必要性の検討

- ・ 公共事業の使命とは、社会的に必要とされるが、市場機構に任せては供給されない財・サービスの供給を行うこと。
- ・ 事業主体の官・民、サービスの公共性・非公共性は必ずしも一致していない状況にある。
- ・ サービスの公共性、採算性を軸に領域で整理することで、事業の性格や主体の位置づけが明確になる。

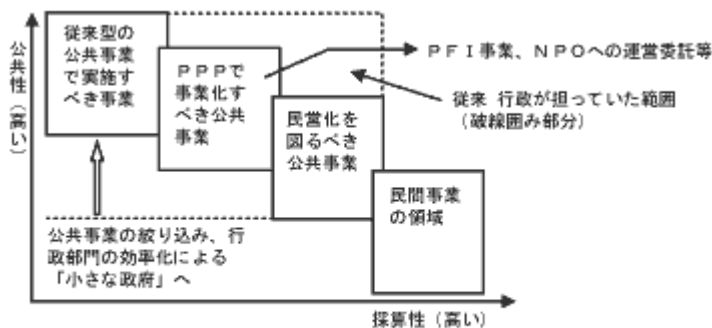


図1 事業の公共性・採算性の関係図

- ・ 公共事業の実施に当たっては、当該事業に最も適した財・サービスの供給手法を検討するべき。
- ・ PFIについては、行政部門の効率化を図り、「小さな政府」の実現をめざすという観点に立つものであることを十分理解しておく必要がある。

2. 公共事業に関連する制度全体の再整備

- ・ 発生主義会計に基づくバランスシートの導入、単年度主義の予算制度の見直し、入札・発注方法の改善等。
- ・ 民間企業の経営理念・手法などを可能な限り行政現場に導入し、効率化・活性化を図ることが必要。

II. PFIについての基本的な考え方

第3セクター型事業における反省を踏まえ、PFI事業では、官民の適切なりスク分担の下、民間のアイデア、企画力の活用が基本となる。

1. 第3セクター型事業における教訓を活かす必要がある

- ・ 行政と民間のリスク分担を事業当初から明確にし、中長期的な事業期間に耐えうる事業スキームとすることが必要。

2. PFIでの事業化には十分な検証が必要である

- ・ PFIは打ち出の小槌ではなく、適用事業については十分な検証が必要。PFIによる不必要な公共事業が考案されると後年度の財政負担を増大させることになりかねない。
- ・ 既存の公共サービスをPFIに置き換えることも必要である。また、既存施設の改修活用なども有効なPFI事業となりうる。
- ・ PFI事業の意義は、必要最小限の機能に投資を絞り込むことで、設計・建設・維持管理・運営を通じたライフサイクルコストでの財政負担額の低減にある。

3. PFI事業プロセスでの官民パートナーシップの確立が必要である

- ・ 行政は民間の創意工夫やリノベーション意欲を尊重し民間サイドの財務会計、ファイナンス等の事情を理解し、民間事業者と対等な立場で交渉、契約を進めることが望ましい。

4. PFIで活用される民間の「力」はアイデア、企画力である

- ・ 民間の資金力、技術力、ノウハウ等がセットで活用されるためにも、民間のアイデア、企画力を、行政は極力汲み上げるよう努めることが重要。

5. 民間の力を活かすには市民やNPOの参画も重要である

- ・ PFI事業では、従来の公共サービスに比べ、柔軟かつ効率的な事業スキームを採用できるので、公共施設の運営段階等においてNPOの参画も容易になると考えられる。
- ・ NPOを支援し、その活動の場を提供するようなPFI事業の考案が求められる。

6. PFIの評価基準は狭義のVFMだけではない

- ・ PFI事業による公共サービスの評価基準は、経済性・効率性を尺度とする狭義のVFMだけでは十分ではない。
- ・ 公共サービスの質や内容など定性的な評価も重視すべき。

7. 広域連携の促進にもPFIを活用すべきである

- ・ 広域連携に先進的な取り組みを行っている関西が、PFIの活用による行政区域を超えた広域的な公共サービス提供の具体化に努めるべき。

III. PFI事業の推進に必要な制度・手法の改善

II章での考え方を踏まえ、PFI事業の実施・推進にあたり、実施主体である地方自治体をはじめとする行政に対する提言を整理する。

1. 官民のイコールフットingの確立

- ・ 補助金や地方交付税を負担している国を含めた行政全体の視点から見ると、必ずしも従来型の公共事業がPFI事業よりコスト面で優位とは言えない。
- ・ 従来型公共事業における自治体単独の財政負担見込み額とPFI事業で実施する場合の財政負担見込み額を比較するならば、下記のような官民のイコールフットing(事業条件を同じにすること)の原則の確立が必要不可欠である。
- ・ 従来型の公共事業と同水準の補助金の交付、事業実施に係わる公租公課について極力非課税とすべき

こと、公共施設の所有・管理に関する規制緩和、国有財産・公有財産に関する規制緩和などが求められる。

2. 民間の事業参画意欲の促進、向上

- (1) PFIの事業特性に配慮した応募スケジュール設定(十分な提案準備期間の確保)
- (2) 民間事業者の発意・提案を汲み上げる応募方式の導入(多段階審査、公募型プロポーザル方式の採用)
- (3) PFI事業のアカウントビリティの向上(情報の徹底開示や従来型公共事業に関するデータの整理、蓄積、公開など)
- (4) PFI事業者の経営努力の制約の排除
- (5) 民間の立場を考慮したPFI事業推進に関する課税特例措置(割増償却制度、無税の引当金制度など)
- (6) PFI事業でのサービス内容の柔軟な見直し

3. 資金調達(プロジェクトファイナンス等)のための環境整備

- (1) 極めて重要な官民の適切なリスク分担
- (2) 民間事業者の懸念解消のための契約明記(長期債務負担行為としての議会承認を条件とする)
- (3) コンサルタントの有効活用(調査内容を重視した選定)
- (4) 本来的なサービス購入型PFI事業(行政側からPFI民間事業者へ基本料金を支払う事業スキーム)の普及
- (5) PFI資本市場の育成(幅広い投資家を呼び込む官民双方の努力)
- (6) 公共施設整備に対する資金を地元住民より調達するコミュニティボンドの再評価

4. 地方自治体にPFIの普及を図るための環境整備

- (1) 国のPFI推進委員会の役割強化が必要(具体的な契約事例等の蓄積によるデータベースづくりとその公開、自治体の意見や要望を集約し、関係省庁に働きかけるなど)
- (2) PFIに関する諸環境の整備促進を図るためにも、国の直轄事業においてPFI事業を拡大することに努めるべき。